


この欄は  
動かないで  
ください。

通信日付印の年月日	(確認)		年分	名簿番号
年 月 日				

# 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

## 【 特 定 非 常 災 害 用 】

税務署受付印

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者	住 所	〒		
		____年分 申告時の 住 所			
		フリガナ		電	( )
		氏 名		話	

【特定非常災害用】

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第\*\_\_\_\_条\_\_\_\_第\_\_\_\_項の規定に基づき、  
下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

### 記

#### 1 譲渡資産に関する事項

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m <sup>2</sup>
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	____年____月____日

#### 2 買換（代替）資産に関する事項

資 産 の 種 類		数 量	m <sup>2</sup>	取 得 価 額 の 見 積 額	円
取 得 資 産 の 該 当 条 項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第__1__号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第__2__号 (中高層の耐火共同住宅)				
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日		____年____月____日			
取 得 予 定 年 月 日 (認定を受けようとする年月日)		____年____月____日			

#### 3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

.....

.....

.....

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

# 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

## 【 特 定 非 常 災 害 用 】

### 1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得をすることが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第8項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第3項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

### 2 記載要領等

#### (1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得をすることが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法 33③)	租税特別措置法 第33条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法 33 の 2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法 36 の 2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法 37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法 37 の 5③)	租税特別措置法 第37条の5第3項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5①）	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

#### (2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第3項の適用を受けている方（令和5年法律第3号による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」といいます。）第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方を含みます。）について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第19項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第3項（旧法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項）に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第3項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37条第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

#### (3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。